

# 座談会 「ディスクロージャーを巡る諸課題」

特集

1. はじめに	7
2. コンプライアンスかコミュニケーションか	7
3. 法定開示と任意開示の関係（監査の範囲を含む）	10
4. 非財務情報や将来予測的情報をどこまで財務諸表に含めるべきか	12
5. 開示目的とその粒度	14
6. 財務諸表における画一的な業績指標の必要性	17
7. 営業利益の必要性	18
8. 最後に	22



奥左から川西安喜氏、高畑修一氏  
手前左から男澤江利子氏、窪田真之氏、水口啓子氏、黒田康平氏

(株)三井住友銀行 財務企画部 上席部長代理	くろだ こうへい <b>黒田 康平</b>	(株)日本格付研究所 審議役 兼 チーフ・アナリスト	みずぐち けいこ <b>水口 啓子</b>
三菱重工業(株) 経営・財務企画部 企画グループ 主席部員	たかはた しゅういち <b>高畑 修一</b>	有限責任監査法人トーマツ パートナー	おとこざわ えりこ <b>男澤 江利子</b>
楽天証券(株) 楽天証券経済研究所長	くぼた まさゆき <b>窪田 真之</b>	〔司会〕ASBJ 常勤委員	かわにし やすのぶ <b>川西 安喜</b>

# 座談会 「ディスクロージャーを巡る諸課題」

## 1 はじめに

**川 西** 本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。2017年3月末に国際会計基準審議会（IASB）からディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み—開示原則」（以下「開示原則 DP」という。）が公表されました。これまで開示を重点的に議論する専門委員会が企業会計基準委員会（ASBJ）ではなく、IASB が今後数年間は表示及び開示に関するプロジェクトに注力することを宣言していたことなどから、開示原則 DP の公表を機に、ASBJ にディスクロージャー専門委員会を新設し、同専門委員会において ASBJ からのコメント提出に向けた議論を行っていただきました。

開示原則 DP の内容が抽象的であったことから、専門委員会の議論を通じ、ディスクロージャーを巡る様々な課題が浮き彫りになったように思います。本日の座談会では、ディスクロージャー専門委員会の議論にご参加いただいている専門委員の方々と、広くディスクロージャーを巡る諸課題について懇談したいと思います。

本日は、作成者の立場から（株）三井住友銀行の黒田様、三菱重工業（株）の高畑様、利用者の立場から楽天証券（株）の窪田様、（株）日本格付

研究所の水口様、監査人の立場から有限責任監査法人トーマツの男澤様にご参加いただいております。司会は、ディスクロージャー専門委員会の専門委員長でもある ASBJ の常勤委員の私、川西が務めさせていただきます。

（※編注 以降、参加者のご発言は、所属する組織の意見ではなく、個人の意見である。）

## 2 コンプライアンスかコミュニケーションか

**川 西** IASB は、ディスクロージャーを単なるコンプライアンスのための作業から、重要なコミュニケーション・ツールに転換する必要があると主張しています。この点につきまして、まず作成者の立場から、どのようにお考えかお聞かせ願えますでしょうか。黒田さん、お願いします。

**黒 田** 法令上、財務諸表は会計基準を遵守して作成することが義務づけられていますので、財務諸表自体をコンプライアンスのための文書とするアプローチは、やむを得ないと考えています。このため、IASB は、財務諸表がコンプライアンス目的の文書であるということを前提にした上で、どういったコミュニケーションの改善の検討ができるのかを、今後しっかりと議論していく必要があると考えています。

**川 西** ありがとうございます。高畑さん、

いかがですか。

**高 畑** コンプライアンスかコミュニケーションのどちらかということではなく、作成者は、両方とも財務諸表の目的として考えています。企業にとって財務諸表は、利用者の方々へのコミュニケーション手段であると同時に、コンプライアンスのための文書でもあるということです。

会計基準は、まずは企業のコンプライが前提となりますので、その点で企業の行動に大きな影響力を持ちます。そこからどのようにコミュニケーションにうまくつなげていくかは、会計基準に開示の目的が「具体的」に示されていることが必要と考えます。

「具体的」というのは、その開示がなぜ必要なのか、どのように利用されるのか、それがないとどのような不具合があるのか、ほかに代替的な手段は考えられないか等です。そういったことが示されれば、企業は現状よりも判断の行使を適切に行うことができると思いますので、コミュニケーションの改善につながるのではないかと考えます。

**川 西** ありがとうございます。それでは、利用者の立場から、窪田さん、お願いします。

**窪 田** 私は過去にファンドマネージャー兼アナリストとして25年間日本株を分析してきました。いろいろな財務諸表を見てきたのですが、財務諸表にとってコンプライアンスとコミュニケーションは、どちらも大切です。ただ、よりどちらを重視しなければいけないかというと、財務諸表についてはコンプライアンスが大切だと思います。きちんとした数字を出す、そして監査も受けているということが大切であると思います。

ただ、昨今は、法定開示書類、すなわちコンプライアンスを重視した書類だけでは、コミュニケーションが良くないということが問題に

なっておりまして、それを受けて、IASBは、効果的なコミュニケーションの原則を含む開示原則DPを公表したのだと思います。その方向性自体は間違っていないと思うのですが、私は、少し勇み足であると思っています。なぜなら、実際の企業のコミュニケーションは、法定開示と任意開示の両方によって成立しているからです。法定開示書類は、コンプライアンスを重視しながら、コミュニケーションにも配慮するという位置づけである一方、任意開示書類は、コミュニケーションを重視しながら、コンプライアンスにも配慮するという位置づけで、はっきり役割が違うと思っています。

最近の日本企業の開示は年々改善していて、非常に進歩を遂げているのですけれども、コミュニケーションの改善は、主に任意開示書類の中でなされていると私は思っています。

開示原則DPは会計基準の議論をしているので、やむを得ないのかもしれないのですが、IASBは、任意開示がコミュニケーションに大きな役割を果たしていることを全く考慮せずに、財務諸表の中だけでコミュニケーションを完全にしようとしているかのように見受けられます。しかし、それをあまりに強調すると、財務諸表にとって重要なコンプライアンスが軽視され、コミュニケーションに偏重してしまうリスクがあると考えます。

利用者にとって、とてもありがたい議論を提起していただいたのですが、もう少し任意開示書類の役割まで含めて考慮した議論にしていたら、なお良かったかと思います。

**川 西** ありがとうございます。水口さん、お願いします。

**水 口** 私も財務諸表利用者として、会計基準に準拠した業績・財務状態などに係る財務数値は、定量的分析に不可欠であり、投資判断に資するものであるべきであると考えておりますので、コンプライアンスは非常に重要だと考え

ております。

一方で、コミュニケーションも非常に重要であると考えております。先ほど窪田さんからのご発言がありましたが、昨今、コミュニケーションを重視した任意開示が非常に充実してきました。ストーリー性があったり、フォワード・ルッキング、すなわち将来を見据えたような記述があったりすることによって、例えば、事業環境の見通し、事業リスク、事業機会等についての理解が深まり、財務情報とリンクした形で包括的な視点から、定量的分析に留まらない定性的な分析を含めた分析に活用できることがあります。企業の創意工夫の見られる任意開示をパッケージで開示をしていただいていることは、利用者にとって非常にありがたいことですので、その点は強調したいと考えております。

**川 西** ありがとうございます。それでは監査人の立場から、男澤さん、いかがですか。

**男 澤** 財務諸表の目的がコンプライアンスであり、かつコミュニケーションであるという要素も重要だと思うのですが、監査の視点からは、コンプライアンスを重視していくことになろうかと思えます。財務諸表監査は保証業務ですので、財務諸表という対象を特定することが必要です。会計基準は、財務諸表を作成するにあたり最低限遵守すべき規範であり、そして同時に監査の判断基準にもなってくるという建付けですので、コンプライアンス重視と考えております。

**川 西** ありがとうございます。コンプライアンスが大事であるということと、コンプライアンスだけでもないということに集約されるのではないかと思います。

**高 畑** 開示原則 DP の中に、開示の問題点の原因は関係者の行動の問題が大きく、IFRS 基準には問題がないと読み取れる記載があったのですが、そこは全く違うと思えます。企業の

行動のベースとなっているのが会計基準ですから、現状の開示に問題があるのは、まず会計基準に不足しているものがあると考えべきであって、そこをきちんと整理しようとせずに、入口のところで関係者の行動の問題だといわれてしまうと、この後、開示原則 DP の次に公表されるであろう公開草案 (ED) 等が、全く我々の感覚とは違った方向に行ってしまうと考えられるので、非常に大きな問題であると思えます。

**窪 田** 今のご発言には全く同意です。本来、企業がコンプライアンスを重視して、コミュニケーションについても任意開示などいろいろな形で最大限の努力をしているのに対して、会計基準自体の曖昧さにより、たくさん問題が出てきているにもかかわらず、コンプライアンスさえ重視していれば、コミュニケーションはあまり重要ではないというように作成者が思っていることが開示の問題点の原因であるというふうな決めつけは、全く思い違いも甚だしいと思えます。

**川 西** 皆様にご審議いただいた ASBJ のコメント・レターでは、開示の問題が特定の企



(株)三井住友銀行 財務企画部 上席部長代理  
黒田 康平氏

業だけでなく、幅広く多くの企業で問題となっているということは、会計基準に問題があると考えらるべきであるとコメントしています。

3

### 法定開示と任意開示の関係（監査の範囲を含む）

**川西** これまでの議論と少し重複するかもしれませんが、コメント・レター提出に向けた議論において、法定開示と任意開示という話がよく出てきました。その両者の関係を整理する必要があるのではないかと思います。何か追加することがあれば、コメントいただけますでしょうか。

**窪田** 法定開示と任意開示の関係について、大きく分けて2つのことをお話したいと思います。

まず1点目として、法定開示と任意開示にそれぞれ向くものを説明しますと、数値化できて監査できるものは法定開示に向く一方、数値化しにくいものや監査しにくいものは、任意開示に向くと思います。また、法定開示に使えないいろいろなテクニックが、任意開示で使えま

す。例えば、任意開示書類の例であるアニュアル・レポートにおけるセグメント情報の開示などを見ると、文章だけではなく、図表、イラスト、写真などを使って説明しています。製品や実際のサービスを、写真を使って説明しているのです。しかし、写真を法定開示書類に出せるかということ、たぶん出せません。また、任意開示書類には現場責任者のインタビューなども掲載されています。

さらには、決算説明会のビデオ録画を観ることができたり、質疑応答の要約まで開示したりしている企業もあります。こういったものを監査することは到底できないですが、コミュニケーションを改善するためには、決定的に重要です。ですから、法定開示と任意開示に役割分担があるということ意識すべきではないかと思っています。

また、非常に役に立つ数字でも、監査しやすいものと、しにくいものがありまして、例えば企業がやっているビジネスにおける市場シェアは、アナリストにとって非常に重要ですが、シェアは常に推定シェアでしかありませんし、そもそも市場をどう捉えるかによって市場シェアは変わり得るものだと思います。これについては、企業が一番良く知っているわけで、企業のビジネスにとって一番重要な市場を想定して、そこで企業が実際に戦略を立てるときに見ているシェアがあるわけです。それを推定シェアとして任意開示書類には出せるのですが、それを法定開示書類に出してしまったら、これは監査不能になってしまうため、そういったようなすみ分けが重要だと思います。

2点目として、任意開示にも含められる非財務情報をどこまで法定開示書類（の中のいわゆる非財務セクション）に含めるべきかについて、お話したいと思います。非財務情報には、2つの切り口があると思っています。1つ目は、近い将来、財務に大きな影響を与える可能性の



楽天証券(株) 楽天証券経済研究所長

窪田 真之氏

ある非財務情報でありまして、例えば、ガバナンスに関する情報が挙げられます。2つ目は、遠い将来、財務に大きな影響を及ぼす可能性がある非財務情報でありまして、例えば、ヒト・モノ・カネでいうところのヒトに関する情報が挙げられます。利用者は最終的には財務情報を見ているのですが、これらの非財務情報は、いずれ財務に大きな影響を与えたり、財務情報になっていくものですので、当然開示を重視していただきたいと考えています。このため、これらの非財務情報は、法定開示書類（の中のいわゆる非財務セクション）に含めるべきであると考えています。

**水口** 私も法定開示については、基準に準拠しているかどうか検証可能なものを中心に、業績・財務状況などを把握することに基づく定量分析は非常に重要であると思います。定性分析の際にも活用する任意開示については、昨今いろいろ創意工夫がなされています。様々な業界がグローバル化して事業環境が大きく変化している中で、企業価値の向上については、財務諸表でも相当の部分を読み取れます。一方で、事業環境の見直しをはじめ、どういった事業機会があるとか、どのような事業リスクがあるとかといったように、「どのような事業環境認識に基づき、経営陣がどのように競争力を発揮し得ると考えるから、特定の戦略を採っている」というようなストーリー性のある話は、非常に有用な情報ではありますが、どこまで法定開示に取り込めるかは、チャレンジがあるかもしれません。フォワード・ルッキングな視点も含めた分析に関しては、法定開示と任意開示の両方があるこそ、こうした分析は成り立っているともいえます。

それから、独自の重要業績評価指標（KPI）がある場合に、必ずしも監査可能ではないかもしれませんが、企業がどういった目標を目指して経営されているのかに関する情報もいた

けるとありがたいと思っています。そのようなものを法定開示書類に入れるのは難しいかもしれませんが、任意開示書類ではそういったものが出てきており、非常に評価できますので、今後も引き続き活用できるような環境は好ましいと思っております。

**川西** ありがとうございます。それでは作成者の方から、法定開示と任意開示の関係についてお聞かせ願えますでしょうか。

**高畑** 財務情報と非財務情報という切り口で話をさせてもらいます。先ほどのコンプライアンスの話とも関連しますが、IASBは会計基準設定主体として、財務情報の部分をしっかりと企業にコンプライさせる基準を作ることに注力すべきと考えます。最近のIASBは財務情報の外側にちょこちょこ手を出しているように見えるのですが、非財務情報をどのように発展させていくかについては、IASBだけでどうこうできる話ではなく、日本の開示府令のような規制当局による法令等も関わってきますし、企業の自主的な対応もあるでしょう。

財務情報をベースにして、事業に関して経営者がどのように考えているか等の開示、利用者の方々の関心はそちらの方が高いかもしれませんが、しっかりした財務情報の開示のために、会計基準はどうあるべきかということだと思えます。

**川西** ありがとうございます。黒田さん、お願いします。

**黒田** 先ほど窪田さんからもお話がありましたが、企業にとって法定開示と任意開示は車の両輪のような位置づけで、両方とも重視した上で、それらをコミュニケーション・ツールとしてしっかりと活用しなければいけないものと考えています。

私は、親会社である三井住友フィナンシャルグループも兼務しておりますので、ご参考として、三井住友フィナンシャルグループの任意開

示の取組状況を簡単にお話します。

昨今、当社も任意開示の拡充を進めており、ステークホルダーの皆さまとの建設的な対話に資するという観点から、昨年7月発行分から統合報告書という形で、当社の企業価値創造に向けた事業戦略、ガバナンスをはじめとする経営基盤などをわかりやすく説明するなど、透明性の高い情報発信を進めております。

加えて、事業戦略等を説明するにあたって、監査済財務諸表に基づく計数だけではなく、事業戦略に紐付いた内部管理の情報を自主的に開示しています。また、今年度から開始した中期経営計画の中では、戦略に即したKPIを設定し、開示するといったような様々な取組みを実施しております。

今後も、ステークホルダーの皆さまからの要請には真摯に耳を傾け、法定開示に加えて任意開示を併用しながら、わかりやすい透明性の高い情報発信を心がけていきたいと考えております。

**川西** ありがとうございます。法定開示と任意開示の関係について、監査人のお立場からお願いいたします。

**男澤** 監査の範囲ということであれば、それは法定開示書類であって、かつ、その中の財務諸表が対象です。

ただ、もともとコンプライアンスかコミュニケーションかという中で、法定開示資料と任意開示資料の充実があって、これを合わせてコミュニケーションの改善であると私どももちろん理解しておりますし、昨今、任意開示の重要性が非常に高まっているという部分も理解しているつもりです。

逆に、監査の視点という意味では、そういった任意開示に対しても保証の提供ニーズが高まっております。もちろん保証するにあたっては、保証する対象が何かというところを明確に特定していく必要はありますけれども、決して

固定されたものではなくて、何が重要なのか、どういったニーズがあるのかということに関しては、監査の立場からも柔軟に考えていきたいと思っております。

**川西** ありがとうございます。法定開示と任意開示とでは役割が違って、どちらも大事であるということでは、皆様で共通していたのではないかと思います。

#### 4 非財務情報や将来予測的情報をどこまで財務諸表に含めるべきか

**川西** 次に財務諸表の範囲、すなわち非財務情報や将来予測的情報をどこまで財務諸表に含めるのかという話です。特に法定開示において財務諸表が監査を受ける場合には、こういった情報が入るか、入らないかといったところが大事になってくるかと思います。

まずは監査人のお立場から、この点についてどのようにお考えかお聞かせ願えますか。

**男澤** 非財務情報や将来予測的情報は、非常に重要なものであると思いますが、財務諸表に含める範囲という意味では、企業の業績、財政状態を利用者が理解するのに役立つ範囲ということで、境界をきちんと設けていくことが重要であると考えております。

この観点というのは、開示原則DPにも記載されておりますし、すでにIAS第1号「財務諸表の表示」の規定にも記載があるところで、そこでは、財務諸表の理解に目的適合性がある場合には、追加的な情報を提供しなければならないということですので、これ以上の範囲で任意に非財務情報や将来予測的情報を開示する場合には、財務諸表の枠内に未監査の情報がどんどん増えていくこととなります。そういった場合には、企業の業績や財政状態の正しい理解を、かえって妨げることにならないかという懸念を持っております。

非財務情報や将来予測的情報も非常に有用なものであると思いますし、財務諸表の枠組みの中でも、財務諸表における会計上の見積り項目が昨今非常に増えている環境下ですので、その見積りの前提となる情報であれば、非財務情報や将来予測的情報でも、この点に関しては十分な開示が不可欠であるという理解です。

最後に一点付け加えさせていただきますと、国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、2017年4月に国際監査基準（ISA）540「会計上の見積り及び関連する開示の監査」の改訂に係る公開草案を公表しておりまして、ここでも会計上の見積りに関する開示の監査の重要性が、より強調された内容となっております。

**川 西** 続いて利用者から、非財務情報や将来予測的情報をどこまで財務諸表に含めるのかについて、ご意見をお聞かせ願えますでしょうか。

**水 口** 会計基準の範囲に関する論点として、財務諸表に含まれる情報に見積り要素が増えてきたと認識していますので、将来、企業のキャッシュ・フローの源泉が、どのような状況になっているのかは絶えず関心事項としてあります。そういったものについては、会計処理をする際に、将来にわたってすべての前提条件がそのまま展開するとは考えられないため、ほぼ計画値どおりに推移する場合と、やや計画値を下回っているけれど許容範囲という場合との間の幅で、監査人は判断をしなければならない局面があると思います。主要な前提となる数値を全部出してほしいということではないのですが、財務諸表に相応の影響を与えるような将来にわたる会計上の見積りについて、利用者にとってより判断材料が増えるのであれば、それは非常に歓迎しますし、特に監査の対象となる注記などで開示されることも、非常に歓迎するところです。

なお、先ほど申し上げましたように、アナリ

ストは、非財務情報や将来予測的情報のように必ずしも監査対象とならない情報まで含めて、どのような事業環境において、どのような特定の戦略を採ることで企業は勝ち組となるのか、それとも負け組になるのかということ、自分なりに判断をしていきますので、そういった観点からも、法定開示の範疇でなくても、フォワード・ルッキングな分析が求められている中で、将来キャッシュ・フローの判断材料となるような情報は、非常に歓迎するところです。

**川 西** ありがとうございます。それでは、作成者のお立場から黒田さん、お願いいたします。

**黒 田** 非財務情報や将来予測的情報を財務諸表にどこまで含めるべきかという論点と、任意開示として非財務情報や将来予測的情報をどこまでステークホルダーの皆様が開示するかは別の議論であると考えています。

非財務情報と将来予測的情報のうち、財務諸表に関連する項目は、ある程度財務諸表に含める合理性もあると考えます。先ほど男澤さんがおっしゃったような財務諸表上の会計上の見積り、金融機関であれば公正価値評価を財務諸表に含めて開示をすることは、適切であると考えます。ただし、非財務情報や将来予測的情報を法定開示の一部を構成する財務諸表に含めて開示する場合、最初に申し上げたとおり、コンプライアンスという面から、監査を受ける必要があります。一方で、先ほど任意開示の一例として申し上げたKPIのようなものは、財務諸表と直接的なつながりがなく、監査をするとしても、監査の指針となる監査基準自体が存在しないため、監査対象とすることは実務的ではないと考えています。

まとめますと、監査が前提となる財務諸表には、財務諸表と直接的なつながりがあり、監査可能な項目に留めるべきであって、それ以外の財務諸表に直接つながらず、監査も困難な項目



は、任意開示として、各企業の判断の下、会計基準の枠組み外のところで自主的に開示すべきであると思います。

**川西** では、高畑さん、お願いいたします。

**高畑** 非財務情報は監査対象となる財務情報とは別のものですから、基本的に財務諸表に入れることは必要最小限であるべきと考えます。

財務諸表だけではなく、非財務情報なども含めた開示全体がコミュニケーションのためのツールなものですから、わざわざ財務情報に入れなくても、別のところで開示すれば良いわけです。財務諸表の理解度を真に高めるというのであれば、財務諸表に入れた方が良いかもしれませんが、そのようなものは少ないと考えます。

将来予測的情報について、財務諸表は財務データを積み上げて、期末時点の状況を表すものです。期末時点の状況を数値化するにあたって、見積りの部分はありますが、それは将来予測的情報とは違うものですから、将来予測的情報は、非財務情報と同様に、必要最低限のものが財務諸表に入るべきだと思います。

**川西** ありがとうございます。財務情報と非財務情報、あるいは法定開示と任意開示のすべてが重要であると考えられる場合、人によっては財務諸表の中か外かは、あまり関係がないのではないかという考え方もあると思います。他方、IASBでの議論は、会計基準設定主体として財務諸表に何を入れるのかという話になってきますので、財務諸表の中の話になります。また、日本などの法域では、基本的には財務諸表イコール監査対象になっていますけれども、法域によっては、そうはなっていません。

基本的な考え方としては、ASBJから提出したコメント・レターは、先ほどの高畑さんのお考えに近くて、非財務情報や将来予測的情報というのは、原則として財務諸表に含まれない情報であると考えていて、財務諸表の数字を裏づ

けるような情報であれば、財務諸表に入れることは認められるという意見でした。

## 5 開示目的とその粒度

**川西** 冒頭、高畑さんから少しお話がありましたけれども、開示目的に議論を移したいと思います。開示原則 DP においては、開示に関する要求事項を設ける場合には、開示目的を明確にすべきであると述べています。問題は、その粒度、すなわちどこまで詳細に記述するのか、ということになるかだと思います。

この点につきまして、まず作成者の立場から、どのようにお考えか教えていただけますか。

**黒田** 開示原則 DP に記載のあるとおり、IFRS の開示には、目的適合性のない情報が多く、目的適合性のある情報を見つけづらいといった開示の問題点は確かに存在していると思います。これは各基準の開示の開発が互いに独立してなされ、開示要求間の調整がなされていないことが1つの要因だと思います。IASB は、その時々を経済状況等の様々な要因を踏まえ、開示を拡充、開発してきましたが、それらをいったん整理するという機会が今までありませんでした。今回の開示原則プロジェクトを進めていく際には、各基準において、なぜその開示を求めるのか、過去になぜ求めることになったのかを明確にし、整理することによって、重複した開示や、時間が経ってあまり意味がなくなってしまう開示を削減していくことが、必要なのではないかと考えています。

例えば、金融危機後に特別目的事業体 (SPE) の開示が導入されたのですが、時間が経過した現在、開示している情報が、作成負担に対してどの程度の便益があるのか見えづらくなっていると思います。何のために開示するの

かということが明確になれば、企業はより積極的に開示に向き合うことが可能になると思いますので、ぜひとも個々の基準に対して、ハイレベルでない、具体的な企業の判断に資する開示目的をIASBには考えていただければと思っています。

**高畑** 作成者としては、開示目的は基準ごとに具体的に示してもらいたいと考えます。開示原則DPから、IASBは、ハイレベルな開示目的を示せば企業が良きに計らうだろうと考えているように読めますが、ハイレベルな開示目的が示されただけでは企業の対応は基本的に何も変わらないと思います。

そもそもIFRSは原則主義の会計基準であり、企業にストーリーを語らせるという大前提の下では、そのような考えで良いのかもしれませんが、今までそのような考えでやってきたけどうまくいっていないということで、次のステップを検討するのですから、各基準の開示目的を具体的なものにしなければいけないと考えます。

**川西** ありがとうございます。それでは、利用者の方から、窪田さんお願いします。

**窪田** これまでは、利用者がどのようなことを求めているかということの意思疎通が、あまりうまくいっていなかったのだらうと思います。利用者は、目的適合性のある開示が少ないので、もっと出してほしいと考える一方で、利用者にとってほとんど役に立たない大量の開示は、作成者にとっても、利用者にとっても、お互いのためになっていないとも考えています。だから開示目的をはっきりさせて、意思疎通を良くすることによって、より効果的な開示ができるようになるという方向は必要ではないかと思っています。

また、これは私の持論なのですが、利用者がどのような情報を必要とするかという点については、経営者が企業を経営するにあたって必要

な情報と、長期的に投資したい投資家が必要とする情報は、ほぼ完全に一致しています。

だから、ものすごくくだけた言い方をすれば、例えば、企業の経営者に報告したときに、「これでは経営判断をする上で一番重要な情報がないではないか」と言われたら、それはおそらく投資家から見ても開示が足りていないことになりまして、「このような枝葉末節な情報をたくさんもらっても、無駄だからいらぬよ」と経営者に言われたら、それは投資家から見ても目的適合性のない情報であるということなのです。理屈を言えばそのようなことなのですが、それだけでは具体的な目的というものが見えにくく、実際に作成者の現場で何を開示すべきかということに関して、なかなか判断に迷うことが今まであったと聞いていますから、こういった形で、もう少し具体的に開示目的を決めていくという方向性は良いと思います。

**高畑** 窪田さんのお考えには非常に共感できるのですけれど、おそらく人数が増えるに従って、要求される情報も広がってしまうのだと思います。

**水口** 目的適合性について、利用者の中でも、目的適合性という言葉そのものの意味合いを十分考慮したことがない人が、かつてはいたかもしれません。しかし、開示原則DPが出てきて、何が開示目的かということに焦点が当たる状況になり、利用者側も頭の整理を進めることができたと思っています。

利用者側も、いかに開示を活用し得るかということを明確に整理した上で、作成者側の負担に比して利用者のリターンが大きい状況はどこかということ踏まえて、開示目的を考えていくことには意味があると思います。

それから窪田さんが先ほど述べられた、企業の経営者にとって重要な情報が、長期的に投資したい投資家の視点からも目的適合性があるというお話については、単純化するとそのとおり



(株)日本格付研究所 審議役  
兼 チーフ・アナリスト 水口 啓子氏

であると思います。一方で、同じ業種の企業でも、社内管理上重視される情報が、必ずしも同一のものではないかかもしれないと思っていますので、経営判断をする上で重要な情報が目的適格であるという整理をすることは実務的に困難な部分もあるかかもしれないと考えます。

**川 西** 監査人から、開示目的とその粒度についてコメントがあればお願いします。

**男 澤** 開示原則 DP で提案されていた統一の開示目的については、ハイレベルな内容のものとなる可能性があり、その場合には、企業が個々の取引や事象に関する具体的な開示項目を決定する際の判断に、どこまで役立つのかという懸念があります。

また、その場合には、監査の実施という観点からも、非常に懸念しております。

したがって、開示原則 DP に関しては、統一の開示目的は、IASB が具体的な開示目的や開示要求を設定する際の指針として、概念フレームワークにおいて定めることが適当であるという考えです。

それを踏まえた上で、現行の IFRS の開示規定では、例えば、棚卸資産や有形固定資産あた

りの古い基準の開示規定には、開示目的が必ずしも明確ではない部分が多いかと思っております。

それから古い基準には結論の根拠がないので、開示の重要性を企業と議論しようとしたときにも、なかなか定性的な重要性の議論がしにくいといった部分があります。

したがって、開示目的、開示基準ごとに、より具体的な目的を定めていくということが、財務諸表利用者の理解にとって必要な情報は何かという議論の実行可能性を確保する上でも、非常に重要だと考えております。

**川 西** 開示原則 DP に対する ASBJ のコメント・レターも同じような論調だったかと思えます。開示の粒度がハイレベルすぎるということと、IASB の指針とするのであれば、概念フレームワークに含めるべきであり、会計基準レベルの指針とするのであれば、もう少し詳細に書いていく必要があるのではないかということかと思えます。

**高 畑** 目的適合性という言葉を使って、企業に目的適合性を考えて判断することを要求しても、そんなことはなかなかできるものではないです。目的適合性を口にするのは IASB など会計基準設定に関係するごく一部の人ですから、ハイレベルな原則を示してそこから目的適合性を判断しろと言われても普通は無理です。個々の基準ごとに開示目的をわかりやすく具体的に示すことが IASB のやるべきことだと思います。

**川 西** 概念フレームワークの見直しでも、レリバンス（目的適合性）という言葉に頼り過ぎていくという批判があります。あちこちに出てくるのですけれども、それだけで何でもさばけるのかというと、なかなか難しいように思います。

**高 畑** レリバンスはすごく便利な言葉になってしまっていると思います。日本基準には

レリバンスの概念規定がないので、会計基準設定において苦勞することもあるように思いますが、会計基準設定主体にとってレリバンスはとても便利な言葉です。それを悪用してはいけないのだけれど、IASBは少し悪用している雰囲気があると思います。

**川 西** どのように使われるかわからないというのが、関係者にとっては不安要素になるのではないかという指摘はあったように思います。

## 6

## 財務諸表における画一的な業績指標の必要性

**川 西** 以上で注記の話を終わらせていただきまして、続いて財務諸表本表の話をしたと思います。開示原則 DP でも若干、基本財務諸表プロジェクトに絡む、財務諸表本表についても議論をしております、その中から2つの論点を取り上げたいと思っております。

1つ目は、財務諸表における画一的な業績指標の必要性です。現在、IASBは、IFRSの要求事項として、全企業に特定の業績指標の表示を要求することによって比較可能性が向上するのではないかという主張をしています。この点について、皆さんがどのようにお考えをお伺いしたいと思います。前半、後半に分けて、前半では画一的にすべての企業に要求するという点について、後半では営業利益に特化してお伺いしたいと思います。

まずは作成者の方からお願いします。

**高 畑** 現状の代替的業績指標（APM）の実務が、ばらばらであるという指摘を受けて、何らかの対応をしようとするIASBの姿勢やIFRS情報としての段階利益を制定しようとする姿勢は、間違っていないと思いますけれども、概念フレームワークで純利益を定義できなかったことに引き続いて、ここでも営業利益を

定義せずに利息及び税金前利益（EBIT）をアンカーポイントとして設定しようとしている点に対して、非常に多くの疑問を持っています。

ASBJのコメント・レターにも記載があったと思いますけれども、IFRS情報としての段階利益を決めるのであれば、仮にそれがEBITであったとしても、その必要性や目的適合性が説明されなければいけないわけですが、おそらくそれも非常に難しいと思います。また、営業利益の話とも関連しますが、IFRS情報としての段階利益がEBITで良いのかは、非常にコントラバーシカルな論点であると考えます。

さらに、EBITをアンカーポイントに設定しようとする際に、EBITの「I」、利息の部分の定義について多くの意見があり、なかなか合意に至らないという話も聞いています。「I」の定義は、表示で済ませてよい話なのか、大もとの従業員給付の基準（IAS第19号）に戻って考えるべきではないのかという問題もあります。EBITをアンカーポイントに設定することには、かなり強引さが感じられるところでもあります。

**川 西** 黒田さん、お願いします。

**黒 田** 比較可能性のある業績指標の導入に特段異論はないのですが、現在の議論を見ていると、一般的に利用されているからEBITの表示を要求すべきであるという点は問題だと思っています。なぜ利用されているかの考察を行い、EBITが業績指標として適切な理由を説明すべきと考えます。また、EBITが業績指標としてあまり適切でない、目的適合的でない企業も存在します。例えば、金融機関のように、EBITを業績指標として表示することがあまり有用でないといわれている企業に対しては、EBITの表示を強制しないことも1つの選択肢になるのではと考えています。

少し異なる観点ですが、IFRSを採用する国がグローバルに広がった結果、IFRS適用企業

が商慣行も異なる様々な地域に広がっており、比較可能性を維持する観点で、世界中のすべての企業に対して適切な単一の業績指標を定めるのは難しい段階にきていると思っています。例えば、地域別、業種別に業績指標を検討していくといった、もう少し異なるアプローチも必要ではないかと思っています。

**川西** ありがとうございます。それでは、利用者から、水口さんお願いします。

**水口** 先ほどからもお話がありましたように、各社各様の APM が出てきているということは、比較可能性の観点から、利用者としては、もう少し工夫をしていただければという思いはあります。また、先ほどからお話があったように、仮に EBIT を選ぶにしても、現状、EBIT が詳細に定義されているわけではない状況を踏まえると、今後対応すべき課題もあると思っています。

利用者としては、本業からの利益というような、将来にわたって継続して得られるであろう利益に係る合理的な期待について考察する際に一助となる指標を考えてもらえないだろうかと思っています。

先ほど黒田さんからお話がありましたように、収益構造が銀行と製造業では違うなど、通常の営業利益の定義では、本質的な収益構造を反映させるのは明らかに困難であるセクターもあると思います。こうした特殊なケースについては、仮にセクター横断的に比較可能な営業利益を考える際にその対象から外すことが可能となる仕組みにしたらどうかと思っています。

**川西** 男澤さん、お願いします。

**男澤** 画一的な業績指標の必要性ということですが、業績指標によって、結局その目的というか、何を伝えようとしているのかというところが一番大事だと思います。この点において、ASBJ のコメント・レターでは「営業活動から生じた持続可能な利益」というコンセプト

がありましたが、これは非常に腹落ちするものでした。必要性というか、何を伝えようとしているのかということをもっと十分に議論して、それを実務に落とし込む上での問題点を一つ一つ詰めていかななくてはいけないと考えています。

**川西** ありがとうございます。

**高畑** ちなみに、この EBIT は「画一的な」業績指標というようにしか見えないのですが、IASB は「比較可能性がある」業績指標という位置づけをしているのですね。

**川西** IASB は、EBIT は比較可能性を優先した業績指標であるという言い方をしています。また、IASB は、現在、基本財務諸表プロジェクトにおいて、経営者業績指標 (MPM) を導入すべきかどうかを議論しており、この MPM については企業の柔軟性を重視した業績指標であるという言い方をしています。本日の座談会では、すべての企業に要求することを想定しているという点で「画一的な」という表現を使っています。

## 7 営業利益の必要性

**川西** 今の話とつながっているところもありますけれども、ディスクロージャー専門委員会では IFRS の要求事項として業績指標を要求する場合に、日本基準でいうところの営業利益、すなわち、特別損益を除外した営業利益が最も有用ではないかという議論がありました。この点について、追加することがあればお願いします。まずは利用者の方からコメントをいただけますでしょうか。

**窪田** アナリストや利用者が財務諸表を見る上で、重要な指標に順番を付けるならば、おそらくボトムライン、すなわち純利益が一番重要で、次に重要なのはトップライン、すなわち

売上及び収益、その次に重視しているのが営業利益だと思えます。では、営業利益の次にどういったものが重要かという、粗利、EBIT、利息・税金・償却前利益（EBITDA）など、いろいろなものがあると思えます。

今回の開示原則 DP の提案で、EBIT や EBITDA を定義すること自体が間違っているとは思わないのですけれども、これは明らかに営業利益を定義することを断念して、代わりに EBIT や EBITDA を表示するから許してほしいという感じになっています。営業利益を定義しないために EBIT や EBITDA を表示することを要求するのであれば、そのような議論はやめた方が良くと思います。

利益の指標を見るときに同業他社比較や時系列比較はとても重要なのですが、特に同業他社比較をするときに、営業利益率の比較は重要です。ところが、同じ業態の中で営業利益の定義が違えば、そういったものができなくなってしまうので、「統一的な」営業利益の定義をきちんと決めていただきたいと思えます。

また、日本では、営業利益についての共通認識があるので、日本の営業利益は議論のスタート台になると思えます。しかし、日本の営業利益では、例えば、持分法投資損益はすべて営業外になっていますけれども、持分法投資損益の中で営業利益に含めるべきものもあるし、営業利益に含めるべきでないものもあるため、そういったものをきちんと定義すべきだと思います。

ちなみに日本の実務の現状を見ると、EBITDA を純利益から足し上げて計算していることはあまりなくて、現実的には営業利益から減価償却を足したりと、営業利益をスタート台に計算していることが多いです。日本の利用者も、営業利益をスタート台に計算しているという安心感があるから EBITDA を見ることに意義があると思っています。

仮に EBIT を定義する場合は、「I」について利息費用の中身をどうするかという議論を当然しなければいけないわけで、退職給付に係る費用をどうするかとか、持分法投資損益や SPC の損益とか、そういったようなものの中でも、ものによっては「I」に入れる部分があれば、営業利益、事業利益に入れるべきものもあるので、そういったことを一つ一つルールベースで決めるのではなくて、このような考え方によって持分法投資損益を色分けしなさいという基本的な考え方をきちんと出していけば、定義することは可能ではないかと思えます。

**高畑** 持分法投資損益の色分けについて、おっしゃることは非常に良くわかるのですけれども、これは表示のところできくつと解決できるような話ではなく、持分法の会計基準の中できちんと整理をしていかなければいけない話であり、とても大きな問題であると考えます。

**窪田** この開示原則 DP でやるべきことではないというのは、もともとありますけれども、開示原則 DP であえて触れられているから発言しました。

**高畑** もう何年も前から一行連結なのか、株式の評価なのかと、ずっと解決されないままです。

**窪田** 持ち合い株式の損益も、営業利益に入るものなのか、営業利益に入らない投資損益なのかという、これも日本基準も考えなければいけないだろうと思えますし、会計の定義としても1つ、どのような方法で分類するかというのと、方針は出していただきたい。

私は特別損益をきちんと定義して、それを除いた営業利益を定義していく必要があると思えます。これは米国会計基準や IFRS において、もともとは特別損益のようなものを除くという概念もあったのですが、それを一部の企業が不適切にというか、解釈の相違ということで、必ずしも一時的ではないものも入れて、そ

れが非常に問題になった結果、IFRSではIAS第1号の第87項において収益又は費用のいかなる項目も異常項目（extraordinary items）として表示又は開示してはならないことになってしまいました。

しかし、結局投資家は特別損益のようなものを除いた損益がどうなっているのかを見たいということで、そこで企業がばらばらにいろいろなAPMを出してきて、これがまたばらばらでわかりにくいから、比較可能な業績指標を出せとって、営業利益の定義を議論するわけですが、営業利益の定義は議論をしても決められないからEBITを定義するというように、議論がぐるぐる回っています。このような状況を見ると、私は、そもそも特別損益を一切禁止する方向に走ったのが間違いだったと思います。一方、日本では特別損益を残し、営業利益を出してきたので、そこについては、日本の会計基準が優れていると思います。

ただ、日本の特別損益が非常に理想的に運用されているかというところ、そうではないところもあって、具体例でいえば、例えばリーマンショックが起こったときに、異常操業度損失を特別損益に計上した会社がたくさんあったのですが、それは不適切であると思います。

また、臨時巨額という定義に合わないのですが、リストラ関連費用はとにかく特別損益に入れるなど、会計基準どおりに表示されているかどうかかわからないところもあります。ただ、リストラ関連費用は特別損益に入るという共通認識があれば、臨時でなくても、巨額でなくても、例えば10期連続でリストラ関連費用を出している会社もありますけれども、それも特別損益に入っているということがわかっているので、これは利用者から見て、とても使い勝手が良いわけなのです。ただ、会計基準どおりかというところ、臨時巨額の定義でもないのに、入っていて良いのかとも思います。

したがって、日本の特別損益については、かなりうまく運営されているとは思いますが、見直すべきところもあります。だから、日本の特別損益も含め、臨時巨額なり特別損益というような概念を、もう一度改めてIASBで定義し、そこをスタート台にして営業利益の定義まで進んでいっていただきたいと思います。

**水口** 30年前にさかのぼったとしたら、日本企業の中核会社は複数ではなく、事業モデルもあまり変化しないという時代があったと思うのですが、昨今はグループ化、グローバル化を進み、複数の事業会社を傘下に置くような企業グループも散見されますし、そもそも事業環境が劇的に変化しているセクターもあるので、事業モデルもそれなりに変革させざるを得ないとか、変革できないと大変なことになることもあるというような状況も見られます。このように30年前と現在を比較すると、企業の事業モデルの転換のあり方やその見直しの頻度によって、その影響は異なりますが、多くの企業の利益、キャッシュ・フロー創出のあり方が大きく変わってきている可能性もあると思います。こうした変化を踏まえた上で、営業利益、特別損益をどのように整理するかを考えることに意味があり、収益構造が短期に変わる可能性がある時代であるということ、どのように捉えていくかということも課題であると思います。

**窪田** 一言だけ追加させていただくと、フルリサイクリングを望むという意見が日本から、これは利用者、作成者共通の意見として出されています。また、IASBはリサイクルすべきものと、すべきでないものがあるというように議論が分かれています。なぜ意見が変わるかというのは、特別損益があるか、ないかということにかかっていると思います。日本基準の場合は、リサイクリング損益に当たるようなもの、例えば株の売却益などは大概の場

合は特別損益に入るため、日本基準では、純利益が特別利益によって膨らんでいることがわかります。ところが、IFRSのような特別損益がない会計基準の場合、リサイクリングの大きな利益がどんと乗って純利益が膨らんでしまい、投資家がわかりにくくなってしまいます。

だから、特別損益をきちんと定義した上でリサイクリング損益の中で特別損益に入れるべきものと、営業損益に入れるべきものをきちんと定義していけば、フルリサイクリングで問題ないと思います。

例えば、年金の退職給付債務の積立不足を即時認識したものをリサイクルする企業がいたり、リサイクルしない企業があったりと、任意になっているところがIFRSの問題点だと私は思っていますので、そういった問題を含めて特別損益を定義することによって、幅広いいろいろな問題点も解決できるのではないかと思います。

**男澤** 特別損益は、具体的な定義が存在しませんので、実際に監査の現場における運用には、非常に難しい部分があるというのが率直な感想です。監査を受けられる企業におかれましても、臨時巨額という概念は広く受け入れられていますので、いろいろと議論をしながら、実務上は厳しい面がありながらも、うまく回っているかなとは思っています。

営業利益や特別損益について、すべての収益や費用を画一的に何か規定していくのか又はそのようなことが可能なのかに関して考えますと、今申し上げたような、実際の運用の肌感覚としては、困難な部分も多々あると感じるところではありまして、例えば営業利益の周辺と言いますか、一時的なもの、特殊なもの、非継続のもの、リストラ関連のものについて、これらの性質自体を開示していく仕組みを作ることはいかなるのかと考えています。

**高畑** IASBが現在、基本財務諸表プロ



有限責任監査法人トーマツ パートナー  
男澤 江利子氏

ジェクトにおいて議論しているのは、EBITをアンカーポイントにして、そこからMPMも許容するということですが、IFRS情報としてPLの段階利益が規定されれば、企業はそれを経営指標として強く意識せざるを得ない状況になると考えます。たとえMPMも表示して良いとしても、EBITを非常に重要な経営指標として意識せざるを得ない、その点から有用性や目的適合性の説明が必要です。また、EBITを表示してさらにMPMも表示した場合には、PLの中に段階利益表示が何個もできてしまっておりづらいつける企業もあると思いますので、EBIT+MPMではなく、営業利益を定義することが必要と考えます。

先ほどから特別損益に対する厳しい指摘が、利用者の方や監査人の方からありますが、日本基準の営業利益が画一的な指標ではないのかという指摘については、営業利益の下に特別損益があつて、その内訳をしっかりと開示させているわけで、そこで比較可能性が担保されていると私は考えます。

画一的な業績指標としてEBITを設けて、企業を同じアンカーポイントで比較したい、その



ようなニーズが強くと説明するのであれば、少しは理解できますが、曖昧な理由のままEBITは比較可能性を担保するために設けるといわれても、納得感がないと考えます。

**川 西** ありがとうございます。最後に言われた点は、先ほど窪田さんも言われたように、每期同じ項目が特別損失として出ていれば、アナリストの方はそれを見て組み替えることもできますので、内訳が出ていれば分析できるということかと思えます。

**窪 田** 特別損失がすごく役に立つということが1つと、本来の会計基準に書いてある臨時巨額に、必ずしも合わないものがあるかもしれないものの、日本の会計業界の阿吽の呼吸で、このようにするということが作成者にも、監査法人にも、利用者にも共有されているため、非常にうまく実務的に回っているなと思えます。ただ、日本の会計基準を、そのままIFRSに放り込んだら、おそらく適用する際に世界中で混乱する部分もあるでしょうから、そのような意味では、日本の会計基準ももう少しブラッシュアップする必要があると思えます。日本は、阿吽の呼吸で実務がうまく回っていますというだけでは、おそらく通らないということを言いたかっただけです。

**水 口** 特別損益などについて、個別項目の内訳がわかれば、何を経常的な利益と考えるかによって、アナリスト自らが、比較可能性があるように調整することもできるため、内訳項目を示していただければ非常にありがたいと思っています。

**窪 田** 例えば、米国会計基準を適用している企業で、リストラ関連損益などがすべて営業損益に入ってしまったいて、わかりにくくなっている事例もあります。具体的には、リストラをしたから、営業が赤字になったものの、リストラ関連で本社を売却したから、売却益がリストラ関連利益として営業利益に出てくること

がありますが、このような状況は、すごくわかりにくいと思っています。

だから、それに比べると、本社売却損益として特別利益、特別損失に計上する日本の方が、すごくありがたい。臨時でなかろうが、巨額でなかろうが、そうやってきちんと阿吽の呼吸でうまく管理されている日本の特別損益は、利用者から見て非常にありがたいなと思っています。

## 8 最後に

**川 西** ありがとうございます。そろそろお時間ですので、最後に皆様より一言ずつコメントをいただければと思います。

**男 澤** 開示原則 DP を契機に、開示に関わる根本的な部分に関して議論する、このような機会をいただけて、非常にありがたく思っております。より効果的、かつ効率的な開示情報の提供を促すための原則ですとか、ガイダンスですとか、そういったものの整理が不可欠と考えております。

先ほども少し触れましたが、見積り項目が増えている中で、見積りの前提になる情報の十分な開示は非常に差し迫った問題でございますので、開示目的を明確にして、基準を整備していくことが喫緊の課題であると思っております。

**水 口** こういった機会が開示原則 DP について、いろいろな立場の違った方たちと議論させていただいて、利用者として、目的適合性とは何ぞやという、利用者が自らに問う機会にもなりましたし、どういった課題があり、どういった施策がとれるかということについて、さらに整理ができたことは非常に良かったと思います。

さらに財務諸表本表と注記は両方とも重要でありまして、いろいろな面で有用な情報の開示

がより拡充され、その一方で費用対効果があまりないものについても洗い出し、開示の目的適合性の明確化などが進められることは、望むところでもあります。

**窪田** 今回の開示原則 DP は、非常に重要なテーマに触れていまして、無駄な開示をなくす、より効果的な開示を増やす、コミュニケーションを良くするなどかなり重要な概念が書いてあるのですけれども、これは会計基準ですべきことではなくて、概念フレームワークの段階ですべきことであると思っていますので、ほとんどのものは、このような形ではなくて、概念フレームワークでもう1回やり直した方がよいと私は思います。

今回の中で、会計基準として議論していくべき最も重要なテーマは段階利益だと思ったのですが、IASBが営業利益を定義するのを避けたということが私には一番失望でした。同業他社比較をするようなときに、例えば増益していれば良いということではなくて、増益している企業の営業利益率が低下していたら、例えば景気が悪化したときには、突然赤字になるかもしれない。逆に言えば、減益していても営業利益率が良くなっていたら、次に環境が改善したときに急に利益が良くなる企業かもしれないということで、アナリストとしては利益の水準だけではなくて、当然営業利益率を見て同業他社比較をするわけです。全く同じビジネスをやっている会社で営業利益率が高い会社と低い会社があったら、その理由は何なのかを分析していくことが重要です。そこがIFRSの場合、営業利益の定義がばらばらで、企業間比較がしにくくなったという点が残念だったので、再度強調したいですが、営業利益の定義をきちんとやってほしいというところです。

ただ、営業利益を定義するのが難しい業界があるというのも理解していまして、主に金融業界と、投資事業をメインのビジネスとしている

会社に関しては、営業利益の定義はかなり難しくなりますので、そういったところに関しては営業利益ではなく、違う形の利益を出すというような方法を検討する余地はあると思います。

同じ利益で、例えばセグメント情報として、マネジメント基準に基づくセグメント別利益がありますが、この場合は、同業他社比較をするのではなくて、1つの会社の利益の構造をじっくり見るために、マネジメントが見ているような切り口でいろいろな定義の利益が出ていくことは、非常に役に立ちます。

だから、アナリストは1つの企業をじっくり見るといった切り口と、同業他社比較や時系列比較をするという切り口の、2つの分析の切り口を持っていますので、営業利益に関してはきちんと統一的な定義をして、これらを比較できるようにする一方で、セグメント情報の利益に関しては、マネジメント基準によって定義がばらばらでも構わないと思います。

また、配賦できない費用を無理に配賦せずに、全部まとめて出すといったところも、マネジメント基準はありがたいと思います。

**黒田** IFRS 第17号「保険契約」が公表され、大規模な基準開発が一通り終わったちょ



〔司会〕ASBJ 常勤委員 川西 安喜氏

うど良い時期に開示原則 DP が公表されたと考えており、既存の各基準の開示を、それぞれの整合性等を踏まえながら、IASB が網羅的に見直す良い機会だと思います。

IFRS の開示が多いというのは多くの関係者の共通認識だと思いますので、IFRS 基準それぞれの開示目的を定め、開示の要求事項間の整合性、重複の有無等を検討した上で、開示の要求事項を整理、合理化し、開示の削減に向けて一段の努力を行うことが IASB は求められているのではないかと考えております。

加えて、ASBJ の中期運営方針にも記載があるように、日本において、今後、金融商品や連結に関する基準などに関して、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みとして、会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討をスタートすることになると思います。その際に開示は検討が必要な論点になりますので、日本基準においても、開示の目的は何かをしっかりと考えていく必要があると考えています。また、その日本基準での開示の目的についての検討を、IASB に意見発信していくことが、IASB の基準開発への ASBJ の貢献にもつながるのではないかと考えています。

**高 畑** 開示について、作成者、利用者、監査人が集まって、話がきれいにまとまることはないだろうと思いつながってやってきましたが、予想どおりでした。皆さんは、はっきりとおっしゃらないけれども、開示原則 DP に対して期待外れな点が多いのだらうと思います。もう少し具体的な内容のものを出してもらいたい、あまりにも抽象的過ぎるという感想を持ちながらも、良い点をきちんと褒める姿勢に感動しました。

ディスカッション・ペーパーの段階だから、こういった抽象的なもので仕方がないと思ってよいのか、この段階から強く批判するべきなのか、どちらが適切なのか、私は開示原則 DP を読んだときからずっとこの疑問を持ち続けていて

います。次のステップ、基準化にあたっての公開草案を、どのような内容で出してくるか、ここは非常に大きなポイントだと私は思っています。

今日のそれぞれの項目でも、会計基準のレベルよりも広い範囲のお話があることが、話がかみ合わない 1 つの要因でもあると思いますが、利用者の方は、財務・非財務、法定・任意の区分なく広い視点で見ている。作成者としては、広い視点での話もしなければいけないと思いつながるけれども、やはり会計基準レベルの話、会計基準のレベルでどのように規定するかが主眼になります。それぞれ視点を置くスタンスは違いますが、基本的には 1 つの書類を作成者がつくって、それを利用者に見ていただくという点であり、同じ土俵に上がるわけです。そこに IASB がどのような作業をして関与するべきかという点をこれから意見発信していかなければいけないのだと思います。

**川 西** ありがとうございます。今回公表されたのがディスカッション・ペーパーであるというのは踏まえる必要があると思います。これが公開草案であったならば、もっと厳しい意見が出ていたと思いますけれども、プロセス的にディスカッション・ペーパーの段階で、次に公開草案を出すのか、もう一度ディスカッション・ペーパーを出すのかわからない状況です。その点については今回寄せられたコメントを見て、IASB が決めることだとは思いますが、今回は、内容を議論することについて意義があるという点を評価して、コメント・レターを出したということだと思います。

本日は長時間にわたり活発な議論をありがとうございました。皆様からいただくご意見は、国際的な議論に反映してまいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

(本座談会は、平成 29 年 10 月 5 日に開催されました。)